

令和6年度

# 避難農業者経営再開支援事業

に係る事務手続きの手引き

福島県は、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難を余儀なくされた地域（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）から避難されている農業者の方が、避難先や移住先（県外含む）において、営農再開に向けた取組等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、及び家畜の導入等に要する経費を助成します。

**申請受付期間：**

**令和6年4月8日（月曜日）～ 令和6年12月6日（金曜日）**

本手引きの内容を御確認の上、申請してください。



## 【 目 次 】

- 1 避難農業者経営再開支援事業の概要
- 2 用語の解説
- 3 避難農業者経営再開支援事業の手続き
- 4 書類の作成
- 5 補助事業関係書類の整備・保管
- 6 事業実施計画書の記載例
- 7 農業経営再開計画書の記載例
- 8 参考資料
  - ・ 福島県特定高性能農業機械導入計画(抜粋)
  - ・ 暴力団排除に関する誓約書

## 1 概要

原子力被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)から避難されている農業者が、**原子力被災12市町村外(県外含む)の避難先又は移住先で営農再開等を行うために必要な機械・施設や家畜等の導入を支援**します。

## 2 対象者(事業実施主体)

原子力被災12市町村から避難し、営農を休止していた(休止していたとみなせる)農業者のうち、原子力被災12市町村外(県外含む)の避難先や移住先において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う下記の方が対象となります。

- (1) 農産物の販売を目的とする農業者
- (2) 認定農業者
- (3) その他福島県知事が特に必要と認める者

※休止していたとみなせるとは、直近の事業年度に係る農産物(飼料作物も含む)の販売実績が平成23年3月11日前に終了した直近の事業年度に係る農産物(飼料作物も含む)の販売金額と比べて50%以下である場合をさす。

※対象者の詳しい条件については、要綱・要領等をよくお読みください。

## 3 対象地域

原子力被災12市町村外の地域(県外含む)で営農再開する場合を対象としています。

## 4 補助率等

対象となる経費の**1/3以内**です。ただし、事業実施計画書の申請時に帰還困難区域等の農地台帳に登録されているか、住民票を有している方で、将来的に原子力被災12市町村で営農再開する意思があることを避難元市町村の長により確認された方は**3/4以内**になります。

**補助対象経費の上限金額は1,000万円になります。**

(補助金額の例: 1,000万円×3/4=750万円)

※果樹の新植・改植、家畜の導入に対する補助金額には上限があります。

## 5 補助対象

原子力被災12市町村外の避難先や移住先において事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成します。

- (1) 農業用機械等の導入  
→農作物の生産、流通、販売に必要な機械等の導入
- (2) 農業用施設整備  
→農作物の生産に必要な施設の整備
- (3) 果樹の新植・改植、花き等の種苗、諸材料等の導入
- (4) 家畜の導入  
→家畜(肉専用繁殖雌牛、純粋種豚等)の導入
- (5) 農地又は採草放牧地の確保  
→農地又は採草放牧地の賃借

※この事業の実施にあたっては、次の要綱等をよくお読みください。

- ◇避難農業者経営再開支援事業補助金交付要綱
- ◇避難農業者経営再開支援事業実施要領
- ◇避難農業者経営再開支援事業事務取扱要領

※令和6年度の事業実施期間は、交付決定後から令和7年3月31日(月曜日)までです。

### ◆お問い合わせ

ご相談は、県農業振興課又は最寄りの県農林事務所にお問い合わせください。

原子力災害発生時の居住地	お問い合わせ先
川俣町	福島県県北農林事務所 ☎ 024-521-2604
田村市	福島県県中農林事務所 ☎ 024-935-1308
南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	福島県相双農林事務所 ☎ 0244-26-1337

※事業全般については福島県農業振興課 ☎ 024-521-7336 で受け付けます。

**◆事業実施主体**

事業に取り組む農業者などのこと。

**◆事業費**

事業で機械、施設等を導入するために必要な経費のこと。(必要経費全額。)

**◆補助対象経費**

事業費のうち補助対象となる経費のこと。補助対象となる機械、施設等は実施要領に定められています。

**◆補助金**

県、市町村等が事業を実施する者に対して交付する給付金で、補助金はあらかじめ定められた用途以外には使用してはいけません。補助の割合(補助率)、上限額があります。

**◆事業実施計画書**

事業の計画として、必要書類を記載した書面及び内容を補足する資料等で、事業実施主体が作成するもの。

**◆申請**

事業実施計画の承認や、補助金の支給を県、市町村等に求めること。このうち、必要な補助金を申請することを「補助金交付申請」といいます。

**◆承認・交付決定の通知**

承認は、事業実施計画や事業に取り組む者を審査し、その内容が適当である場合、承認する旨を申請のあった者に通知をすること。

交付決定は、補助金交付申請の内容を審査し、適当と認める場合、決定する旨を申請のあった者に通知(指令書)すること。なお、交付決定となっても補助金の支払いは原則、後述の検査等を終えた後となります。

**◆補助金の割当内示**

事業実施主体から提出された事業実施計画書をもとに、予算の範囲内で事業実施主体に交付予定額をお知らせすること。

**◆事業の実施**

事業実施主体が、承認された計画の内容で事業を実施すること。

◎着手…事業実施主体が機械や施設の導入に係る契約締結月日

◎完了…事業実施主体が機械や施設の受け渡しを受け検査又は検収した日

◎着工・しゅん功(請負の場合)…工事に伴う業者の着工日・しゅん功日

#### ◆実績報告書

事業の実績として、計画に沿って機械の導入や施設の設置等が実施されたことを写真と必要書類を記載した書面で事業実施主体が作成するもので、補助金支払いの根拠となるものです。補助金の対象となる経費についての支払い実績のわかる領収書、契約書や証拠書類などの用意が必須となります。

#### ◆検査

事業が適正に行われたことを確認するための検査（現地及び書類）であり、この検査の後に、補助金額が最終的に決まります。

#### ◆確定

事業が適正に行われたことを踏まえ、補助金額を決定すること。

#### ◆請求

事業実施主体が補助金額を請求すること。（概算払の手続きが必要な場合は、事前に市町村や県へ相談のうえ、手続きが必要となります。）

#### ◆支払

事業実施主体の指定口座に請求された補助金額を入金すること。

#### ◆実施設計書・出来高設計書

設計書とは工事の実施、工費の内訳明細、図面等の設計図書を指します。実施設計書は、工事の実施にあたり作成する設計書、出来高設計書は工事を実施した後に出来上がった実績に基づいて作成された設計書のこと。

#### ◆福島県特定高性能農業機械導入計画・下限面積

- ・ 効率的で安定的な農業経営を実現するためには、経営規模に応じた機械の導入が重要です。県では、機種ごとの利用規模の下限面積等を定め、耕作面積と比較して過剰な性能を持つ農業機械が導入されるのを防ぐ計画を定めています。
- ・ 下限面積は農業機械の適正利用のため、これ以上の利用面積を確保する指標です。  
例として、30馬力のトラクタは田に利用の場合ならば9ha以上、刃幅0.8m以上1.2m未満のコンバインは麦類に利用の場合ならば9ha以上などと定められています。（参考資料：福島県特定高性能農業機械導入計画）
- ・ 当該事業では、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械であるときは、その利用規模の下限面積をおおむね満たすこととしておりますが、地域の実情に照らして、県が特に必要と認める場合には、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとしています。

## 3

## 避難農業者経営再開支援事業の手続きの流れ

※赤枠の項目が事業実施主体が行う事務になります。事業実施主体への承認等の通知は、市町村から送付されます。





## 4

## 書類の作成

赤枠が事業実施主体の事務、緑枠が市町村の事務、青枠が県の事務になります。事業全体の流れを把握するために一読ください。事業実施主体への承認等の通知は、市町村から送付されます。

### ① 作成・提出（事業実施主体が行う事務）

#### ▼作成資料（添付資料も含む）

- ・「**事業実施計画承認申請書**」（実施要領第5「様式1」）※この資料は市町村が作成します。
- ・「**事業実施計画書**」（実施要領第5「様式2」及び「様式2別添」）

〈添付資料〉

#### (1) 概算設計書、見積書等の根拠となる資料（写し）

→価格の妥当性を証明できるよう、業者から徴収した見積書（畜舎棟の施設は概略設計書など金額がわかるもの）を添付。また、原則として3メーカー以上の見積もりを取ることが必要。

#### (2) 位置、位置図（配置図）、平面図、立面図、側面図

→位置及び位置図には住所、面積を記載。（住所は施設設置場所、機械の保管場所。施設整備の場合は、設置予定場所の写真。）また、利用する場所が複数の場合は、住所及び面積を記載した一覧表などを添付。配置図、平面図等には施設の長さ・幅等の数量及び導入作物を記載。

#### (3) 農業用機械、施設等の規模等の決定根拠となる資料及び補足資料（【補足資料】様式1）

→導入機械の台数等の妥当性を検討するために作成。

#### (4) カタログ

→機種、家畜、種苗等の商品特徴（型式）がわかる資料（業者のカタログ等）。

#### (5) 規約・定款（法人、団体の場合）

#### (6) 直近の収支決算書（又は青色申告書の写し）※震災後休業していたとみなせる者の場合のみ

#### (7) 農地台帳又は住民票の写し※補助率3/4以内を申請する場合のみ

#### (8) 暴力団排除に関する誓約書

#### (9) その他福島県知事が必要と認める資料 等

→各種法令等に基づく届出、許可等が必要な場合は、関係書類を必要に応じて添付。

#### ▼提出先

##### 避難元の市町村へ提出

※「事業実施計画書」及び添付資料に不備がある場合、追加・修正をお願いすることとなります。

※整備施設について、建築確認、農地転用などが必要な場合、県・市町村又は業者にご相談ください。事業計画申請時点において許可等の資料が整っている場合は当該資料の写しを添付してください。

※計画書の記載方法が不明等の場合は、問い合わせ先（4ページ）まで御相談ください。



## ② 確認 ③ 審査 ④ 承認

事業実施計画審査の結果が適当と認められる場合、県農林事務所から市町村に対し、「**計画承認**」と予算の範囲内で補助金の「**割当内示**」が通知されます。

## ⑤ 申請

### ▼作成書類

- ・「**補助金交付申請書**」(交付要綱第3条「第1号様式」)

→市町村は、指示された日までに「補助金交付申請書」を県農林事務所あてに提出してください。

※消費税の納税義務のある事業主体(課税売上高が1,000万円を超える農業者等)は、補助対象経費から消費税及び地方消費税を除いた額で補助金額を計算し、申請してください。

※建築物及び土木工作物の整備の場合、県建設事務所に設計審査を受ける必要があります。この場合は、事前に農林事務所に相談し、日程調整のうえ、原則設計図書を持参いただくこととなります。

## ⑥ 決定

補助金交付が決定した場合、県農林事務所から市町村に対し、「**補助金交付決定通知書**」が交付されます。

## ⑦ 実施

### ▼作成資料

<事業に着手する際に提出>

- ・「**指令前着手届**」(事務取扱要領第5「第5号様式」)

→「⑥決定」の「補助金交付決定通知書」交付前に着手する場合は

- ・「**事業着手届**」(事務取扱要領第5「第4号様式」)

→「⑥決定」の「補助金交付決定通知書」交付後に着手する場合

<申請年度の12月31日時点での提出>

- ・「**実施状況報告書**」(交付要綱第8条「第4号様式」)

→事業実施主体は事業の申請年度の12月31日時点での事業実施状況を1月20日までに県農林事務所に報告してください。

※12月時点において概算払い請求書(交付要綱第8条「第3号様式」)が提出されている場合は不要になります。

## ⑧ 完了

### ▼作成書類

- ・「**しゅん功届**」(県取扱要領第7「第6号様式」)

→工事を伴う補助対象事業が完了した時は、しゅん功検査を行い、市町村は「しゅん功届」を県農林事務所あて提出してください。

- ・「**完了報告書**」(交付要綱第8条「第5号様式」)  
→事業実施計画の内容が完了した時は、市町村は速やかに「完了報告書」を県農林事務所へ提出してください。

## ⑨ 報告

### ▼作成書類

- ・「**実績報告書**」(交付要綱第9条「第1号様式」)  
→市町村は必要書類を添付して県農林事務所に提出してください。必要書類とは、工事を伴う事業であった場合、出来高設計書・図面・工事写真等になります。  
※事業実施主体は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(全額概算払により交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日までに「実績報告書」を県農林事務所あてに提出してください。

## ⑩ 検査・確定

報告を受けた県農林事務所は、書類の内容を確認し、現地検査を行います。

検査の結果、事業が適正に行われたことを確認できた場合、補助金額を確定し、事業実施主体に補助金額確定通知を送ります。(ただし、補助金交付決定額と確定額が同額の場合、通知は省略できることになっていますので通知されません。)

## ⑪ 請求

### ▼作成書類

- ・「**補助金交付請求書**」(交付要綱第10条「第7号様式」)  
※補助金の金額が概算払いされた場合はこの限りではありません。

## ⑫ 支払

県から市町村の指定口座へ補助金が振り込まれます。

- ※「実績報告書」を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(当初に減じた額を上回る部分の金額)を「**消費税等相当額報告書**」(交付要綱第9条「第6号様式」)により速やかに県農林事務所に報告してください。

## ⑬ 管理

### ▼作成書類

- ・「**財産管理台帳**」(交付要綱第12条「第8号様式」)  
→補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類とともに保管してください。

## 5 補助金事業関係書類の整備・保管、財産の適正管理

### ◆補助事業関係書類の整備・保管

事業実施主体は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。(令和6年度に実施した場合は、令和11年度末まで)

### ◆補助事業で取得した財産の適正管理

事業実施主体は、補助事業により取得した施設等について、福島県の承認を受けないで処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用したり譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供したりすることはできません。

これに反した場合、補助金を返還していただくことがあります。

### ◆財産管理台帳の整備

事業実施主体は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳(第9号様式:県交付要綱第12条)を、財産処分制限期間中、備える必要があります。

### ◆財産管理台帳で管理する財産

財産管理台帳に掲載する財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による(ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)による。)ものとなります。(ただし、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限りします。)

## 6

## 事業実施計画書の記載例

様式 2

令和 6 年度避難農業者経営再開支援事業実施計画書（計画変更書・実績報告書）

1 市町村名 **△△町**

避難元の市町村名を記載。

2 事業実施主体 **福島 太郎**

3 事業内容

(1) 事業内容及び事業費

別紙のとおり。

(2) 将来的に、避難元市町村に帰還して農業経営を再開する意思の妥当性確認

将来的に避難元に帰還して農業経営再開することが見込まれる農業者である。

<input checked="" type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適	（「不適」の理由）
---------------------------------------	-----------------------------	-----------

〔添付資料〕 （様式 2 別添）農業経営再開計画書（実績報告書）

(様式2別添(農業経営再開計画書又は農業経営再開実績書))

## 【記載例】

書類の提出先である、原子力災害発生時に居住していた市町村名を記載。

市町村名: △△市

令和6年度

事業実施年度を記載。

## 農業経営再開計画書(兼農業経営再開実績報告書)

法人等の場合、会社名等を記載。

実績報告書の段階で、実施計画書から変更があった場合は、2段書きとし、上段に( )変更前、下段に実績を記載。

事業実施主体名: 福島 太郎 印  
(区分:  認定農業者  認定農業者以外)

避難前の住所を記載。

現住所: ▲▲市○○ □-□  
(避難元住所: ▲▲町●● ■-■)

日中、連絡がとれる番号を記載。

電話番号: ○○○-××-△△△△

ファックス: ○○○-××-△△△△

E-mailアドレスをお持ちの方はファックスの下にアドレスを記載。

代表者氏名: 代表 浜 花子

※法人等の場合

設立年月日: ○年○月○日

※法人等の場合

# 1 事業目標（又は事業目標の実績）

（記載例）

△△町において生産の断念を余儀なくされ、▲▲市に避難している。将来的には△△町に帰還して営農を再開したいが、いつになるのか分からず、やむなく避難先の▲▲市で営農を再開することにした。

本事業を活用して□□等を導入・整備しながら、家族労働者○名で、○○（作物名等）を中心に、○年度から営農を再開し、その後徐々に作付面積を拡大していくことを目標とする。

今後、徐々に栽培作物や作付面積等を増やししながら、所有する農地のうち、○年度末までに、被災前の農地面積の○割にあたる○aの営農を再開等することを目標とする（○aの再開等を行った）。

年度ごと既存面積からの拡大分（事業実施年度の翌年以降は計画）を記載。

## （1）農業経営再開目標（又は事業実績）

単位：千円、a、頭羽数等

部門名・作目等	項目	実績		営農再開目標（又は実績）					
		震災前	現状（前年）	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	営農再開計
水稻	面積・飼養頭数	800 a	0 a	100 a	100 a	200 a	200 a	200 a	800 a
	販売金額	10,400 千円	0 千円	1,300 千円	1,300 千円	2,600 千円	2,600 千円	2,600 千円	10,400 千円
		必要な場合は欄を適宜追加。				令和6～10年度の合計面積を記載。			
計	面積・飼養頭数	800 a	0 a	100 a	100 a	200 a	200 a	200 a	800 a
	販売金額	10,400 千円	0 千円	1,300 千円	1,300 千円	2,600 千円	2,600 千円	2,600 千円	10,400 千円

※震災前：平成 23 年3月 11 日以前の直近の決裁年度の実績を記載。ただし、同実績が例年より高額であった場合は、同決算年度を含む直近の3ヵ年の決算額の平均でも可。

※営農再開の目標は、事業実施計画書の申請時点で見込み得る範囲において、農業経営再開計画書に基づく農業用機械、施設等の導入の取組の初年度を含む5年間の各年度の見込まれる面積を中心に記載する。

※営農再開面積、飼養頭羽数、販売金額の実績は、原則として事業を実施した年度欄に記載する。

## （2）将来的に、原子力被災12市町村内へ帰還して営農を再開する意向※チェックを入れる。

- 将来、帰還して営農する意思がある。       将来、帰還して営農する見込みはない。

## 2 事業実施計画（又は事業実績）

### （1）農業用機械等の導入

No	機械等の種類・内容	仕様	作物等 面積 数量	事業費		備考
				(A)	(円)	
1	田植え機 4条植1台（型式〇〇）	4.9P S、0.62m/秒	水稻 5ha	5,400,000		
2	名称、台数、規模、型式等詳細に記載。			見積書や設計書等の金額を記載。		
計				5,400,000		

※事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記載する。

以下、（2）から（6）及び3に同じ。

※備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記載する。以下、（2）から（5）に同じ。

### （2）施設の整備等

No	施設等の種類・内容	仕様	作物等面積 数量	事業費		備考
				(A)	(円)	
1	家畜飼養管理施設 牛舎 100 m <sup>2</sup> たい肥舎 60 m <sup>2</sup>	木造 間口〇m×長さ〇m×1棟	肉用牛 10頭	19,980,000		
2	パイプハウス 1,000 m <sup>2</sup>	間口〇m×長さ〇m×2棟 換気扇2器	トルコギキョウ 10a	7,560,000		
計				27,540,000		



(3) 果樹の新植・改植、花き等の種苗、諸材料等の導入

No	区分・事業量	仕様	作物等 面積 数量	事業費 (A) (円)	備考
1	改植 1,000 m <sup>2</sup>	梨ジョイント栽培	梨(豊水) 苗木 200 本	756,000	梨 10 a
2					
計				756,000	

(4) 家畜の導入

No	畜 種	頭 数	飼養可能頭数	事業費 (A) (円)	備 考
1	肉用牛繁殖用雌牛 12 か月齢、登録牛	10	30	9,180,000	1 頭 850,000 円
2	保有又は整備予定の施設の適正収容頭数を記載。			家畜市場などから購入する経費を記載。	
計				9,180,000	

(5) 農地又は採草牧草地の確保

No	地 目	面 積	事業費 (A) (円)	契約根拠法	所在地	備 考
1	田	720 a	2,880,000	農地法	▲▲市	
2						
計			2,880,000			

## 事業実施主体が非課税事業者の場合の例

### 3 事業費総括表（事業実施計画又は事業実績）

単位 円、千円

区 分	事業費（A）	補助対象経費 （(A)のうち、補助対 象 外の経費を除いた額） （B）	補助金（C）	着手（予定） 年月日	完了（予定） 年月日	備考
			区分（1）、（2）、（5）：（B）×指 定の補助率以内の額（C） 区分（3）、（4）：（B）×指定の 補助率）以内の額、又は、上限補助金額 （果樹の面積あたり又は家畜の一頭あた りの補助金上限額）×事業数量（面積又 は頭数）の額のいずれか低い金額（C）			
（1）農業用機械等の導入	5,400,000 円	5,400,000 円	4,050,000 円 (5,400 千円×3/4)	○年○月○日	○年○月○日	該当なし
（2）施設の整備等						
（3）果樹の新植・改植、 花き等の種苗、諸材料 等の導入	2の事業費（A）の 合計金額と一致。		補助の対象とならない経費を除いた額を記載。			
（4）家畜の導入						
（5）農地又は採草牧草地 の確保						
合 計	5,400,000 円	5,400,000 円	4,050,000 円			該当なし
補助金申請予定額（又は補助金実績額）			4,050 千円			

仕入れに係る消費税相当額の該当がない場合  
「該当なし」と記載。

2の事業費（A）の  
合計金額と一致。

補助の対象とならない経費を除いた額を記載。

千円単位。

注) 備考には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額●●円」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、計の欄に合計額「除税額●●円」と記入する。

注) 補助対象経費の限度額は1,000万円。

注) 補助金額の欄（C）は、（1）から（5）の事業項目ごとに定められた算式により、算出した額を記載する。

注) 補助金申請予定額は、千円単位（千円未満は切り捨て）で記載する。

注) 実績報告書の段階で、実施計画書から変更があった場合は、二段書きとし、上段に（ ）変更前、下段に実績を記載する。

## 事業実施主体が課税事業者の場合の例

### 3 事業費総括表（事業実施計画又は事業実績）

単位 円、千円

区 分	事業費 (A)	補助対象経費 ((A)のうち、補助対象 外の経費を除いた額) (B)	補助金 (C)	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	備考
			区分 (1)、(2)、(5) : (B) × 指定の 補助率以内の額 (C) 区分 (3)、(4) : (B) × 指定の補助率 以内の額、又は、上限補助金額 (果樹の面積あ たり又は家畜の一頭あたりの補助金上限額) × 事業数量 (面積又は頭数) の額のいずれか低い 金額 (C)			
						仕入に係る消費税相当額を記載。
(1) 農業用機械等の導入	円	円	円			
(2) 施設の整備等	6,600,000 円	5,940,000 円	4,455,000 円 (5,940 千円 × 3/4)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	除税額 660 千円
(3) 果樹の新植・改植、 花き等の種苗、諸材料 等の導入	750,000 円	675,000 円	500,000 円 (10 a あたりの上限 500 千円※ < 675 千円 × 3/4)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	除税額 75 千円
(4) 家畜の導入						
(5) 農地又は採草牧草地 の確保	2,800,000 円	2,520,000 円	1,890,000 円 (2,520 千円 × 3/4)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	除税額 280 千円
合 計	10,150,000 円	9,135,000 円	6,845,000 円			除税額 1,015 千円
補助金申請予定額 (又は補助金実績額)			6,845 千円			

注) 備考には、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額●●円」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、計の欄に合計額「除税額●●円」と記入する。

注) 補助対象経費の限度額は 1,000 万円。

注) 補助金額の欄 (C) は、(1) から (5) の事業項目ごとに定められた算式により、算出した額を記載する。

注) 補助金申請予定額は、千円単位 (千円未満は切り捨て) で記載する。

注) 実績報告書の段階で、実施計画書から変更があった場合は、二段書きとし、上段に ( ) 変更前、下段に実績を記載する。

#### 4 添付資料（事業実施計画の申請時）

- (1) 概算設計書、見積書等の根拠となる資料（写し）
- (2) 位置、位置図（配置図）、平面図、立面図、側面図
- (3) 農業用機械、施設等の規模等の決定根拠となる資料及び補足資料（様式1）
- (4) カタログ
- (5) 規約・定款（法人、団体の場合）
- (6) 直近の収支決算書（又は青色申告書の写し）※震災後休業していたとみなす場合のみ
- (7) 農地台帳又は住民票の写し※補助率3／4以内を申請する場合のみ
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) その他福島県知事が必要と認める資料 等

価格の妥当性を証明できるように業者から徴収した見積書（畜舎棟の施設は概略設計書など金額がわかるもの）を添付。また、原則として3メーカー以上の見積もりを取ることが必要。

位置及び位置図には住所、面積を記載。  
（住所は施設設置場所、機械の保管場所）  
（施設整備の場合は、設置予定場所の写真）  
また、利用する場所が複数の場合は、住所及び面積を記載した一覧表などを添付。  
配置図、平面図等には施設の長さ・幅等の数量及び導入作物を記載。

#### 4 添付資料（事業実施計画の申請時）

- (1) 概算設計書、見積書等の根拠となる資料（写し）
- (2) 位置、位置図（配置図）、平面図、立面図、側面図
- (3) 農業用機械、施設等の規模等の決定根拠となる資料及び補足資料（様式1）
- (4) カタログ
- (5) 規約・定款（法人、団体の場合）
- (6) 直近の収支決算書（又は青色申告書の写し）※震災後休業していたとみなせる者の場合のみ
- (7) 農地台帳又は住民票の写し※補助率3／4以内を申請する場合のみ
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) その他福島県知事が必要と認める資料 等

導入機械の台数等の妥当性を検討するために作成。

機種、家畜、種苗等の商品特徴（型式）がわかる資料（業者のカタログ等）。

各種法令等に基づく届出、許可等が必要な場合は、関係書類を必要に応じて添付。

### 様式1【補足資料】

※既に所有（保有）の機械、施設等がある場合は下記に記入する。

導入予定の農業用機械、施設等の規模、性能等を決定する際の補足資料

機械、施設等	台数、規模等	規格・年式	利用作物等	稼働状況・使用状況	備考 〔購入年度や他の事業 での購入等を記載〕

※所有（保有）する機械・施設等ごとに分けて記入する。

## ◆福島特定高性能農業機械導入計画(抜粋)

特定高性能農業機械の種類・規格と利用規模の下限  
2-3-1. トラクタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)		備考
			田	畑	
Ⅰ	ホイル型 30PS級	中通り	9	10	範囲:25~34 PS級
		会津			
		浜通り			
Ⅱ	ホイル型 40PS級及び50PS級	中通り	12	15	範囲:35~54 PS級
		会津	11		
		浜通り	12		
Ⅲ	ホイル型 60PS級、70PS級及び80PS級	中通り	16	25	範囲:55~84 PS級
		会津	15		
		浜通り	16		
Ⅳ	ホイル型 90PS級以上	中通り	20	30	範囲:85 PS以上級
		会津	19		
		浜通り	20		
Ⅲ <sub>2</sub>	クローラ型、 60PS級、70PS級及び80PS級	中通り	18	-	
		会津	17		
		浜通り	18		
Ⅳ <sub>2</sub>	クローラ型、 90PS級以上	中通り	22	-	
		会津			
		浜通り			

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、田及び畑について、耕耘整地作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。なお、一年二作に利用する場合の利用規模の下限は、それぞれの作目についての作業面積の和となる。

注2) 2つ以上の地目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが1以上であること。

注3) 次の場合には、類別の大きいトラクタの導入について検討すること。

- ① 特に高い動力を要する作業又は重粘な土壌のほ場における利用
- ② 8度以上の傾斜地における利用
- ③ 気象条件及び複合的作付条件等による作付期間の短い場合における利用

注4) 果樹園、桑園、草地、園芸施設についても、作業能率と経済性を考慮して導入すること。



### 2-3-2. 乗用型田植機

類別	規格等	利用規模下限 (ha)		
		中通り	会津	浜通り
I	植付条数 4~5条	7	6	7
II	植付条数 6条	10	9	10
III	植付条数 8条	13	12	13
IV	植付条数 10条	17	16	17

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水稻の移植作業の能率と経済性を基準として算出したものである。

### 2-3-3. 水田用乗用型多目的作業機(水田用栽培管理ビークル)

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備考
I	植付条数6~8条 薬液吐き出し量3/分以上 有効散布幅5m以上	全 域	10	田植・防除・施肥兼用

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水田作業の能率と経済性を基準として算出したものである。

注2) 各種アタッチメント装着による田植え作業、病虫害防除作業、雑草防除・施肥作業が可能なるものである。

### 2-3-4. 防除用動力噴霧機

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備考
I	薬液吐き出し量 30/分以上55/分未満 有効散布幅15m級未満	全 域	7 (5.2)	ブームノズル又は到達距離の短い 畦畔散布ノズル
II	薬液吐き出し量 55/分以上100/分未満 有効散布幅15m級未満	全 域	13 (6.4)	ブームノズル又は散布ノズル
III	薬液吐き出し量 100/分以上 有効散布幅15m級未満	全 域	20 (6.3)	ブームノズル又は散布ノズル

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すものである。( )内は、田又は畑において畦畔散布ノズルを使用して行う作業の能率と経済性を基準として算出した5回散布を前提とした下限面積である。

注2) 適応トラクタの大きさは、「トラクタと動力噴霧機との組合せ」の欄を参照すること。

2-3-5. スピードスプレーヤ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)
I	薬液吐き出し量 20/分以上50/分未満	全 域	4 (1.8)
II	薬液吐き出し量 50/分以上70/分未満 風量500m <sup>3</sup> /分級以上	全 域	7 (2.2)
III	薬液吐き出し量70/分以上 風量800m <sup>3</sup> /分級以上	全 域	11 (3.0)
IV	薬液吐き出し量100/分以上 風量800m <sup>3</sup> /分級以上	全 域	13 (4.4)

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すものである。( )内は、果樹園における作業の能率と経済性を基準として10回散布を前提として算出した下限面積である。

注2) 薬液吐き出し量が類型別のII又はIIIのそれに該当するものであっても、風量が500m<sup>3</sup>/分級未満のものについては類別のIに、薬液吐き出し量が類別のIIIに該当するものであっても風量が500m<sup>3</sup>/分級以上800m<sup>3</sup>/分級未満のものについては類別のIIIに該当するものとする。

2-3-6. コンバイン

種別	型式	規格等	地域	利用規模下限 (ha)					備 考
				水稻	麦類	大豆	そば	ハトムギ	
I	自脱型	刃幅 0.8m以上1.2m未満	中通り	8	9	-	-	-	
			会 津	7		-	-	-	
			浜通り	8		-	-	-	
II	自脱型	刃幅 1.2m以上1.6m未満	中通り	12	12	-	-	-	
			会 津	11		-	-	-	
			浜通り	12		-	-	-	
III	自脱型	刃幅 1.6m以上	中通り	16	18	-	-	-	
			会 津	14		-	-	-	
			浜通り	16		-	-	-	
IV <sub>1</sub>	普通型	刃幅 0.8m以上1.5m未満	中通り	-	-	12	10	-	大豆・そば専兼用機
			会 津	-	-			-	
			浜通り	-	-			-	
IV <sub>2</sub>	普通型	刃幅 1.5m以上2.5m未満	中通り	16	21	21 (10)	24 (10)	21 (10)	( )内は水稻又は 麦で導入したコンバ インを大豆、そば又は ハトムギの収穫に活 用する場合の値
			会 津	14					
			浜通り	16					
V	普通型	刃幅 2.5m以上	中通り	28	35	21 (18)	24 (18)	25 (19)	
			会 津	26					
			浜通り	28					

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

注2) 2つ以上の作目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが1以上であること。

注3) 刃幅とは最外端のフィンガーの間隔をいう。ただし、回転刃式にあたっては刈刃の最外側の距離をいう。

注4) ( )内は水稻又は、麦で導入したコンバインを大豆、そば又はハトムギの収穫に活用する場合の利用規模の下限であるが、この場合の水稻又は麦の収穫面積はそれぞれの利用規模の下限をおおむね確保することが望ましい。

#### 2-3-7. ポテトハーベスタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備考
I	タンク容量 1,000Kg未満	全 域	13	けん引式又は乗用型
II	タンク容量 1,000Kg以上	全 域	16 (10)	けん引式又は乗用型 ( )内は食用ばれいしょの場合

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出したでん粉原料用ばれいしょを収穫する場合の面積である。なお、( )内は食用の場合である。

注2) 適用トラクタの大きさは、「トラクタとポテトハーベスタとの組合せ」の欄によるものとするが、一般に、傾斜地、波状地等における利用では、1段上ものを使用する。

#### 2-3-8. ビーンハーベスタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)
I	刈取り条数 1条	全 域	10
II	刈取り条数 2条	全 域	24

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水田作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

#### 2-3-9. 野菜接ぎ木ロボット

規格等	地域	利用規模下限	備考
接ぎ木能率 700 株/時級	全 域	15万本/年 (10万本/年)	半自動式 ( )は植付ポット自動搬送装置を併用しない場合

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、苗の接ぎ木作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

### 2-3-10. 野菜用乗用型全自動移植機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)
移植条数 2条	全 域	5

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、移植作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

### 2-3-11. 樹園地用乗用型多目的作業機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
薬液吐き出し量 30/分以上 運搬容量 100Kg以上	全 域	5	防除・運搬兼用

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、樹園地における防除作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

### 2-3-12. 果樹用の電磁誘導式防除用散布機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
薬液吐き出し量 50/分以上 風量 500m <sup>3</sup> /分級以上	全 域	13	ケーブル誘導式

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、樹園地における作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

### 2-3-13. 簡易草地更新機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
作業幅 2m級	全 域	16	搭載式

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、草地更新作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

注2) 適応トラクタの大きさは、60PS級とするが、一般に、傾斜地若しくは湿地における作業の場合又は降雨後の作業等走行性に影響ある場合には、1段上のものを使用する。

### 2-3-14. 産業用無人ヘリコプタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
I	資材積載量 10Kg	全 域	100 (50)	薬剤散布のみの場合 ( )内は播種のみの場合
II	資材積載量 20Kg	全 域	100 (50)	

注1) 利用規模の下限は延べ面積で、おおよその目安を示すものである。

注2) 2つの作業に利用する場合は、それぞれについての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが1以上であること。

### 6-3 特定高性能農業機械以外の種類と利用規模の目安

機種	規格等	利用規模下限
トレンチャ	15PS、搭載式	田3、畑2、樹園地2、施設内1ha
動力散粒機	薬剤吐き出し量5~8Kg/分、有効散布幅60m級	14 ha/台
	// 8Kg/分以上、有効散布幅100m級	19
深耕ロータリ	トラクタ25~34PS級	18
マニユアスプレッダ	けん引型、2+級(トラクタ25~34PS級)	12
ブロードキャスタ	260 <sup>リットル</sup> (トラクタ25~34PS級)	7
ビーンスレシヤ	自走式 500Kg級	6
ヘーテッダ	チェーン式(トラクタ25~34PS級)	10
	縦軸回転式(トラクタ35~54PS級)	11
ヘーベーラ	自走式・けん引式、作業幅 0.65m級	10
	けん引式(トラクタ35~54PS級)	21
ライムソア	作業幅 2.4m級(トラクタ25~34PS級)	12
コーンプランタ	4畦用	6
ロールベーラ	トラクタ35~54PS級	22
ラッピングマシン	トラクタ55~84PS級	14
フォレージハーベスタ	刃幅 1.0~1.2m未満、直装式又は半直装式	11
	刃幅 1.2~1.5m未満、けん引式、直装式又は半直装式	15
	刃幅 1.5m以上、けん引式又は直装式	24
	刃幅 2.1m以上、乗用型	113

## 暴力団排除に関する誓約書

福島県知事 様

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴県の避難農業者経営再開支援事業補助金の交付が拒絶されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

①貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします（1～5にあっては、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者）。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
6. 次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴県の信用を棄損し、または貴県の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

③上記②1～5の行為があった場合は法的処置（民事、刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所（または所在地）

代表者印又は実印

社名及び代表者名又は  
個人事業主の氏名

